

資料 1

地域密着型サービス事業者指定の報告について

地域密着型サービス事業者指定の報告について

(1) 地域密着型通所介護について

(参考)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

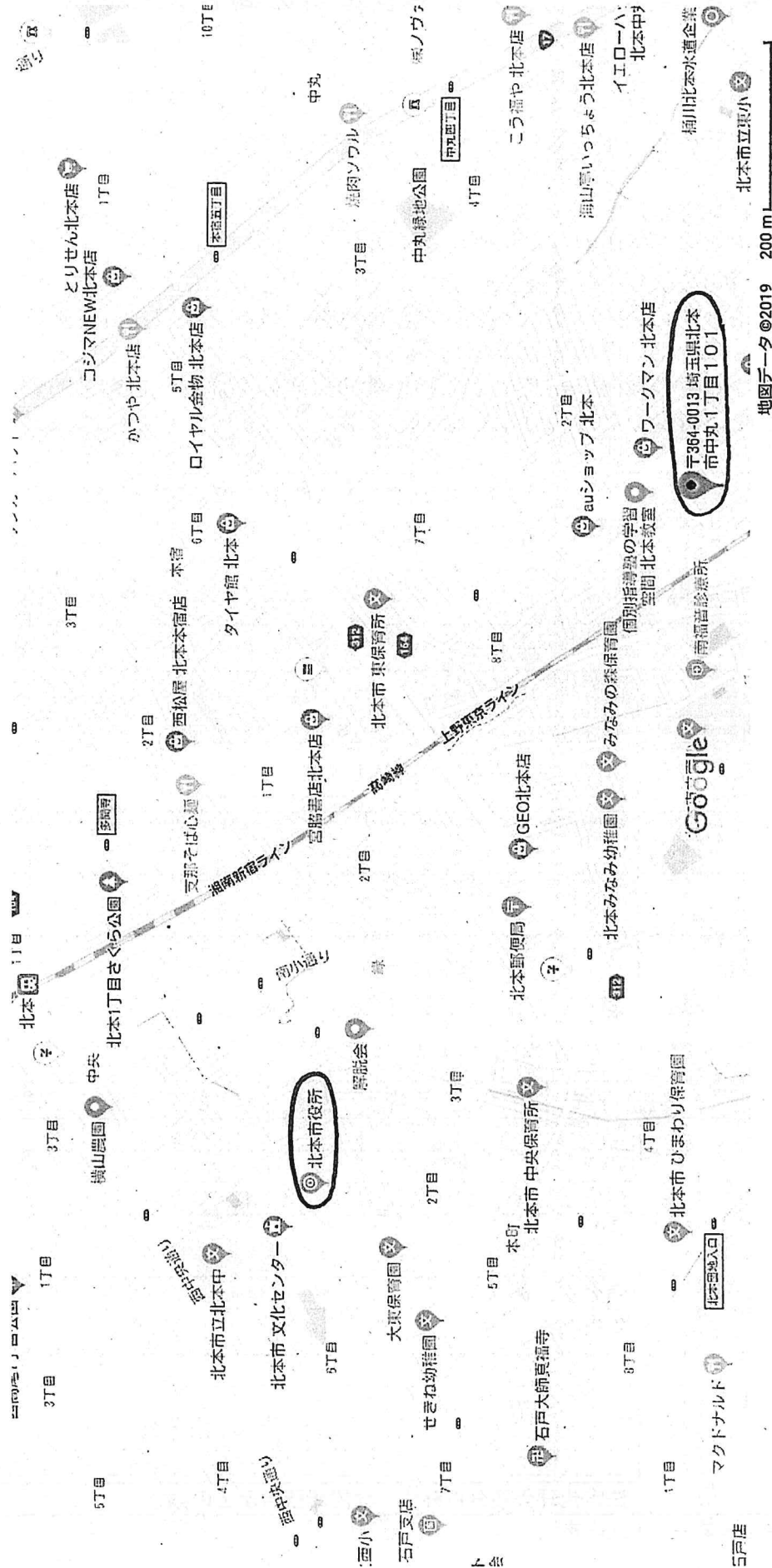
第19条（基本方針）

地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

※平成28年4月1日から、小規模な通所介護（利用定員18人以下）は、地域密着型サービスに位置付けられている。

(2) 事業所の概要について

申請者	フリガナ	ナデシコカブシキガイシャ							
	名称	撫でし子株式会社							
	事務所の所在地	〒365-0033 埼玉県鴻巣市生出塚2-17-13 2階							
	代表者の職名・氏名	代表取締役 加藤 英樹							
事業所	サービス種別	地域密着型通所介護							
	フリガナ	ナデシコ365キタモト							
	名称	なでしこ365北本							
	所在地	〒364-0013 埼玉県北本市中丸1-101							
従業者の職種・員数		生活相談員		介護職員		看護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤（人）	2		2				
	非常勤（人）	2	6	2			1		
設備	土地及び建物	☐ 自己所有 ☐ 一部自己所有 ☒ 借地／借家							
	食堂及び機能訓練室の合計面積	39.27㎡							
	非常災害設備一覧	消火器、誘導灯							
運営	営業日及び休日	年中無休							
	営業時間	8:00～18:00							
	サービス提供時間	9:00～17:00							
	利用定員	10名							
	利用料	法定代理受領分				介護報酬告示上の額の1割又は2割又は3割			
		法定代理受領分以外				介護報酬告示上の額			
	通常の事業実施地域	北本市							



指定に係る基準適合一覧
【地域密着型通所介護】
 なでしこ365北本

根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
 （平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）（以下「平18厚労令34」
 といいます。）

1. 人員に関する基準

職種	基準の概要	根拠法令	適否	当該事業所
管理者	常勤専従 ただし、管理上支障のない場合は、同事業所 又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従 事可。	平18厚労 令34第 21条	適	管理者を常勤1名 生活相談員・介護職 員を兼務
生活相談員	提供日ごとに、（生活相談員のサービス提供時 間内の勤務時間数の合計）÷（サービス提供し ている時間帯の時間数）が「1」以上となるため の必要数。 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は 常勤でなければならない。	平18厚労 令34第 20条	適	生活相談員4名 ・常勤兼務2名 ・非常勤兼務2名
看護職員又は 介護職員	提供日ごとに、（介護職員のサービス提供時間 内に勤務時間数の合計）÷（サービス提供して いる時間帯の時間数）で得た数が、15人まで の場合にあつては1以上、15人を超える場合 にあつては15人を超える部分の数を5で除し て得た数に1を加えた数以上となるために必要 数 単位ごとに、介護職員を、常時1人以上配置 しなければならない。	平18厚労 令34第 20条	適	介護職員9名 ・常勤専従1名 ・非常勤専従6名 ・非常勤兼務2名 単位ごとに常時2名 以上の配置を確保
機能訓練指導 員	1以上（他の職務にも従事可）。	平18厚労 令34第 20条	適	機能訓練指導員1名 ・非常勤専従1名

2. 設備・備品等に関する基準

設備	基準の概要	根拠省令	適否	当該事業所
食堂及び機能訓練室	食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上($3\text{ m}^2 \times 18\text{ 名} = 54\text{ m}^2$)とすること。 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては同一の場所とすることができる。	平 18 厚労 令 34 第 22 条	適	食堂及び機能訓練室の合計面積 ⇒ 39.27 m ² 確認済
相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	平 18 厚労 令 34 第 22 条	適	確認済
静養室	設置が必要	平 18 厚労 令 34 第 22 条	適	確認済
事務室	設置が必要	平 18 厚労 令 34 第 22 条	適	確認済
消火設備その他非常災害に際して必要な設備	消防法その他法令等に規定された設備	平 18 厚労 令 34 第 22 条	適	・消火器・誘導等確認済
その他設備・備品	サービス提供に必要な設備の設置が必要	平 18 厚労 令 34 第 22 条	適	・浴室、脱衣所、トイレ ・介護用ベッド、鍵付き書庫、送迎車両 確認済

3. 運営に関する主な基準

基準の概要		根拠条文	適否	当該事業所
基本指針	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。	平 18 厚労令 34 第 19 条	適	運営規程確認
内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得る。	平 18 厚労令 34 第 37 条(準用第 3 条の 7)	適	重要事項説明書、契約書等確認
利用料等の受領	法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の 1 割又は 2 割又は 3 割(法の規定により保険給付の率が 9 割又は 8 割又は 7 割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならない。 このほか、食事の提供に要する費用、おむつ代等の支払いを受けることができる。 上記の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。	平 18 厚労令 34 第 24 条	適	重要事項説明書、契約書等確認
指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと。 指定地域密着型通所介護事業者は、自らの提供する指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図ること。	平 18 厚労令 34 第 25 条	適	重要事項説明書、契約書等確認
緊急時の対応	サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じること。	平 18 厚労令 34 第 37 条(準用第 12 条)	適	重要事項説明書、契約書等確認
運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかなければならない。 一. 事業の目的及び運営の方針 二. 従業員の職種、員数及び職務の内容 三. 営業日及び営業時間 四. 指定地域密着型通所介護の利用定員 五. 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額	平 18 厚労令 34 第 29 条	適	運営規程確認

	六. 通常の事業の実施地域 七. サービス利用に当たっての留意事項 八. 緊急時等における対応方法 九. 非常災害対策 十. その他運営に関する重要事項			
勤務体制の確保等	利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制を定めること。	平 18 厚労令 34 第 30 条	適	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表確認。
非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	平 18 厚労令 34 第 32 条	適	運営規程確認
秘密保持等	従業員又は従業員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じること。 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	平 18 厚労令 34 第 37 条(準用第 3 条の 33)	適	就業規則、重要事項説明書等確認
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。	平 18 厚労令 34 第 37 条(準用第 3 条の 36)	適	重要事項説明書、契約書等確認
地域との連携等	サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。	平 18 厚労令 34 第 34 条	適	設置見込み
事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	平 18 厚労令 34 第 35 条	適	重要事項説明書、契約書等確認